

2022年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算における賃金改定について

賃金改定内容

【介護職員処遇改善加算に依る分】

対象：介護職員

- ① 基本給 2014(H26)～2022(R4)年度の昇給分
- ② 職能給 2014(H26)～2022(R4)年度の増額分
介護福祉士：月額 20,000 円、実務者研修(ヘルパー1 級相当)：月額 5,000 円、
初任者研修(ヘルパー2 級相当)：月額 1,000 円
- ③ 夜勤手当増額分…2,000 円/1 回 (グループホームあいわは 3,000 円/1 回)
遅番手当増額分…1,000 円/1 回
- ④ 介護職員手当 全額
常勤職員に対し初年度月額 10,000 円支給
*勤続年数 1 年毎に、月額 500 円ずつ増額する。上限を月額 20,000 円とする。
*リーダー・サブリーダーは上記に加え月額 4,000 円を増額する。
- ⑤ 介護職員処遇改善加算による常勤介護職員の社会保険料の法人負担増額分
- ⑥ 非常勤職員 2009(H21)～2022(R4)年度の昇給分

【介護職員等特定処遇改善加算に依る分】 2019(R1)年度～2022(R3)年度の増額分

対象：全職員 (但し、介護職員以外で年間給与 440 万円以上の職員及び居宅介護支援事業所職員は対象外)

- ① 介護職員の職務給 2020 年度からの給与体系変更による増分
- ② 全常勤職員の前歴手当(全額)
- ③ 介護職員等特定処遇改善加算による全常勤職員の社会保険料の法人負担増額分
- ④ 介護職員以外の非常勤職員の 2020 年度からの給与体系変更による増分

*介護職員処遇改善加算は他の業種との賃金格差を縮め、雇用の安定化を図り優秀な人材の確保を目的としており、介護職員のみが対象です。

*介護職員等特定処遇改善加算は「経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認める」とされており、介護職員以外の職員も対象となります。本法人は2020年4月から支給を受けています。

*本法人では上記に合わせて 2020 年 4 月 1 日より給与体系を改定しましたので、処遇改善による賃金改定の具体的な項目も 2019 年度までと大きく変わっています。

*2022年2月から、宿直専従者を除く全職員を対象に「処遇改善手当」の支給を開始しましたが、その全額及び社会保険料の法人負担増額分は介護職員処遇改善支援補助金及び2022年10月からの介護職員等ベースアップ等支援加算に依ります(居宅介護支援事業所職員を除く)。